

# 広告表現規定

ネクスト製薬株式会社  
2020年5月21日制定

## 本規定について

本規定では、当社の商品の広告掲載に関して、当社が禁止している表現等を定めています。アフィリエイトサイト上の表現に関しても、法令（薬機法、景表法など）を逸脱した表現を行うことはアフィリエイトサイト運営者、広告主である当社共に大きなリスクとなります。広告掲載の際には、以下の禁止事項をご確認の上、該当することのないようご注意ください。

また、本規定に反した場合、故意であるか否かに関わらず、即時の提携解除と成果の全否認をすることがあります。あらかじめご了承ください。

※以下、本規定は制定日時点での法令、政令、省令、条例、規則、行政指導、官公庁のガイドライン及び見解等に依拠しております。改定があった場合は、改定後の内容に依拠するものとします。

## 広告出稿時の禁止事項

弊社商品のインターネット広告の出稿にあたり、以下の内容を禁止します。

### 医薬品医療機器等法（薬機法）に抵触する広告出稿の禁止

薬機法（旧薬事法）は、医薬品、医療機器等の品質と有効性および安全性を確保することなどを目的に、製造・表示・販売・流通・広告などについて細かく定めた法律です。広告においては商品の効能効果に関する表示が医薬品的でないか（医薬品と紛らわしいような効能などを謳っていないか）、化粧品・薬用化粧品（医薬部外品）の効能効果を逸脱していないかなどが問われます。詳しい規制の内容については、下記の URL から厚生労働省が発信する情報をご参照ください。

「厚生労働省 医薬品等の広告規制について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/koukokukisui/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/koukokukisui/index.html)

## 《薬機法における NG 表現について》

以下に化粧品・医薬部外品の広告における NG 表現を例示します。

### × NG 表現

#### ・ 治癒表現

違反例) 「治る」「治療」「完治」「万能」「療治」「施術」「改善」「再生」など

#### ・ 承認されていない効果効能表現

化粧品の効果効能範囲に関しては、以下の「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/0000179263.pdf>

違反例) 「肌がよみがえる」「肌あれを治す」「肌あれしなくなる」「十代のような肌に」「赤ちゃんのような肌に」「アトピーに効く」「アレルギーに効く」「ニキビをなくす」「あせもが治る」「シミを消す※<sup>1</sup>」「シワをなくす※<sup>2</sup>」など

※1 「シミ」に関しては、美白効果がある薬用化粧品（医薬部外品）に限り「日焼けによるシミ、ソバカスを防ぐ」旨の注釈を入れることで表現が可能です。

※2 「シワ」に関しては、以下の条件を満たした場合のみ、「乾燥による小ジワを目立たなくする」という表現が可能です。日本化粧品学会が平成18年に公表した「化粧品機能評価法ガイドライン」に基づく試験、またはこれと同等以上の適切な試験をメーカー（製造販売業者）の責任において行い、その効果を確認したうえで、試験を行なった「効能評価試験済み」の製品に限ります。

#### ・ 効果効能の保証・誤認

違反例) 「100%」「必ず効く」「確実」「絶対」「解消」「解決」「完全」「○○分で」「一瞬で」「即効」「万能」など

#### ・ 不安感・不快感を煽る表現

違反例) 「病気になる前に」「病気の信号ですよ」「病気かもしれません」など

#### ・ 安全性の保証

違反例) 「安心」「安全」「無害」「無毒」「副作用」「副作用の心配なく」「副作用はありません」「保証されている」など

#### ・ 専用表現

違反例) 「シミで悩む人専用の」「アレルギー体質の方に」など

(特定の年齢層、性別のみに関する表記は可能。例：女性用、男性用、アラサー用、中年用など)

・最大級表現

違反例) 「もっとも」 「最高」 「最大」 「最小」 「最上級」 「最先端」 「最高峰」 「最適」 「高級」 「一級」 「一等」 「一位」 「ベスト」 「日本一」 「世界一」 「ナンバーワン」 「オンリーワン」 「抜群」 「無類」 など

(第三者によるデータ出典・調査機関名および調査年が明記できるものは除きます)

・権威付表現

違反例) 「芸能人が推薦」 「医師推薦」 「教授推薦」 「〇〇機関」 「〇〇で採用された」 「〇〇先生オススメの」 「〇〇も認めた」 「〇〇お墨付き」 「〇〇も驚いた」 「〇〇年続く」 「古来より」 「伝統の」 「歴史的な」 「世界的に」 など

・病名

違反例) 「皮膚がん」 「皮膚炎」 「アトピー」 「じんましん」 「湿疹」 「浮腫」 (※「むくみ」も含む) 「脂漏性皮膚炎」 「色素性乾皮症」 など

・他社商品の誹謗・中傷

違反例) 「これまでにない」 「今までにない」 「従来の」 「類を見ない」 「〇〇社製品より優れた」 「〇〇 (他製品) にはない」 「〇〇 (他製品) とは比べ物にならない」 など

(自社製品と比較する場合は可。例：〇〇 (自社製品) と比べ実感が違うなど)

## 景品表示法に抵触する広告出稿の禁止

景品表示法 (不当景品類及び不当表示防止法) では、商品やサービスの品質、価格等を偽って表示することなどを規制しており、以下のような広告を行うと景品表示法違反となるおそれがあります。詳しい規制の内容については、下記の URL から消費者庁が発信する情報をご参照ください。

「景品表示法」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/)

### 《景品表示法における NG 表現について》

以下に景品表示法における禁止表示の種類とその表現例を挙げます。下記 NG 例は、あくまで過去に違反とされた例であり、景表法の違反にあたる場合はこれだけに限られません。なお、詳細や不明点につきましては消費者庁の窓口などにご確認ください。

## 優良誤認表示

商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示や、事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示が該当します。また、合理的な根拠のない効果効能の表示も優良誤認表示とみなされます。

違反例)

- ・実態とは違う成分の表現

「ビタミン C 誘導体を配合」→配合の事実がない場合は違反

- ・実態のない効果効能の表現

「塗るだけでシミ・シワが瞬時に消えた」→実際に効果効能があることが実証できないと違反

(上記内容に関しては、効果効能を実証できたとしても化粧品の効果効能範囲から逸脱するため薬機法に抵触するので NG 表現です。)

- ・実態とは違う商品原産国や材料の原産国の表記

「国内産原料のみを使用」→実際には国外原料を使用している場合は違反

## 有利誤認表示

商品価格や契約条件などについて、実際のものや他社のサービスより良いと誤解させるような表示が該当します。

違反例)

- ・実態のない「期間限定」や「人数限定」に関する表記

「キャンペーン残り 10 名」→実際にはそのような限定がない場合は違反

- ・実態のない「ナンバーワン」表記

- ・不当な二重価格表示

「通常価格 20,000 円」→表記の価格での販売がない場合は違反

## 知的財産権を侵害する広告の禁止

第三者の著作権や商標権等の知的財産権を侵害する広告の出稿を禁止します。

## 著作権、著作者人格権について

著作権、著作者人格権を侵害する行為には以下のような内容が該当します。

違反例)

- ・ 文章や画像の無断転載
- ・ 適法でない引用や、転載不可のコンテンツの引用  
(適法な引用に関しては以下の URL を参照してください。  
「著作物の正しい利用方法 文化庁ホームページ」  
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyohoho.html>)
- ・ 書籍や CD、DVD 等の内容を Web に無断でアップロードし、閲覧やダウンロードができるようにすること
- ・ 映画や書物の一部を無断翻訳した表現等の掲載
- ・ 他社の広告を無断で一部改変して掲載する行為

## 商標権について

商標権を侵害する行為には、以下のような内容が該当します。

違反例)

- ・ 競合商品の商標や社名、商品名を無断で用いた広告を掲載すること
- ・ 競合商品の商標や社名、商品名を用いて、当社商品と比較する広告を掲載すること

## 肖像権を侵害する広告の禁止

被写体となっている人の許諾を得ずに写真を利用した場合、肖像権の侵害となる恐れがあります。芸能人の場合に限らず、人物が映った画像を掲載する際には、必ず本人の同意を得ているのかなどの権利関連の確認をしてください。ネット上の SNS の写真を勝手に流用することは禁止します。

## その他の禁止事項

法令への抵触のほかに、以下の項目に該当する広告も禁止します。

## **当社に不利益となる広告の禁止**

以下のような、著しく当社の利益を損なう可能性のある内容を含む広告出稿を禁止します。

- ・ 返品・返金を促す訴求を含むもの
- ・ 消費者に誤解を与える内容を含むもの
- ・ 消費者に誤ってクリックさせるような掲載方法をとったもの
- ・ 事実と異なる情報を用いたもの
- ・ 広告主体者を表示する際に、当社の社名、ブランド名を記載するもの
- ・ 当社の公式サイトであると偽ったものや、当社公式サイトと誤解されるようなもの

以上

本内容に関して不明な点等ありましたら、以下の問い合わせ先までメールにてご連絡ください。

ネクスト製薬株式会社 広告表現担当

E-mail : promotion@next-pharma.co.jp